

JIS

膜用語

JIS K 3802 : 2015

(AMST/JSA)

平成 27 年 8 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 化学・環境技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	田 中 龍 彦	東京理科大学
(委員)	今 井 勇	一般社団法人日本ゴム工業会
	大 石 奈津子	一般財団法人日本消費者協会
	大 石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大 野 香 代	一般社団法人産業環境管理協会
	嘉 藤 鋭	独立行政法人住宅金融支援機構
	倉 品 秀 夫	公益社団法人自動車技術会
	小 森 亨 一	一般社団法人日本分析機器工業会
	斉 藤 良	日本プラスチック工業連盟
	四角目 和 広	一般財団法人化学物質評価研究機構
	高 津 章 子	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	高 橋 俊 哉	一般社団法人日本塗料工業会
	田 和 健 次	石油連盟
	中 島 眞 理	株式会社ブリヂストン
	中 村 優	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
	野 中 玲 子	一般社団法人日本化学工業協会
	保 倉 明 子	東京電機大学
	松 永 直 樹	拓殖大学
	森 川 淳 子	東京工業大学
	山 崎 初 美	主婦連合会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成元.5.1 改正：平成 27.8.20

官 報 公 示：平成 27.8.20

原 案 作 成 者：一般社団法人膜分離技術振興協会

(〒103-0004 東京都中央区東日本橋 3-12-11 東日本橋 TS ビル TEL 03-6712-0191)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：化学・環境技術専門委員会 (委員長 田中 龍彦)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 分類	1
4 用語及び定義	1
解 説	16
索 引	24

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人膜分離技術振興協会（AMST）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS K 3802:1995** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

膜用語

Technical terms for membranes and membrane processes

序文

この規格は、1989年に制定され、その後2回の改正を経て今日に至っている。今回、その後の膜用途拡大に対応するために改正した。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、液体の処理に用いる膜分離及び膜分離プロセスに関する用語について規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。この引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS P 3801 ろ紙（化学分析用）

3 分類

用語は、用途によって次のとおり分類する。

- a) 一般 用途に限定されず一般的に用いられる膜用語
- b) 上水 膜ろ過浄水用途で用いられる膜用語
- c) 下排水 下排水処理用途の膜分離プロセスで用いられる膜用語
- d) 脱塩 海水・かん水の淡水化用途で用いられる膜用語
- e) 純水及び精製水 工業用純水製造及び精製水製造用途で用いられる膜用語
- f) 食品 食品工業用途で用いられる膜用語

4 用語及び定義

用語及び定義は、次による。

なお、用語及び対応英語の一部に括弧を付けてあるものは、紛らわしくない場合には、括弧の中を省略してもよい。また、一つの用語欄に二つ以上の用語が併記してある場合には、記載してある順位に従って優先的に使用する。